

平成 13 年 12 月 25 日

各 位

会社名 日立電線株式会社
代表者 取締役社長 原 精二
(コード番号 5812 東証・大証 1 部)
問合せ先 人事総務本部 総務部長
鈴村 慎一郎
(TEL 03 - 5252 - 3261)

自己株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 12 月 25 日開催の取締役会において、「商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）」附則第 3 条第 4 項の適用による旧「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成 9 年法律第 55 号）」（以下「消却特例法」といいます。）第 3 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得の理由

今後の資本効率向上策の一環として、取得しようとするものであります。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 200 万株を上限とします。
(発行済株式総数に対する割合 0.54%)
(3) 株式の取得価額の総額 12 億円を上限とします。

- (注) 消却特例法第 3 条の規定に基づき、当社の定款に定めた「買い受けて消却することができる自己の普通株式の総数」 37,000,000 株
上記の事項を定款上に定めた日（平成 10 年 6 月 26 日）からこれまでに取得した自己の普通株式の総数 2,988,000 株

以 上

なお、発表後 12 時間が経過する時点（2001 年 12 月 26 日午前 3 時）までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第 166 条および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者または第一次情報受領者として、当社株式等の売買について証券取引法第 166 条に基づく規制を受けることとなりますので、十分ご注意ください。
